

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3184号及び第3185号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3184号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3185号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断していません。

1 答申の件名

- (1) 「特定区特定町特定地番に係る横浜市土地・家屋総合名寄帳（平成29、30、31年度、令和2、3及び4年度） 6枚」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3184号】
- (2) 「平成27年9月以降、請求者本人から子（特定個人、特定年齢、特定区在住）へ支払いをしている養育費が、本市において認識、処理されているかに関する情報。具体的には、本市にて認識されている毎月の養育費の全額、支払い開始時期、支払終了時期（又は現在までに至る）。もし支払い実績がない、または取れていない等の認識であればその事実。（児童扶養手当事業に限る）」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3185号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3184	令和4年11月10日	令和4年11月22日	令和4年12月5日	令和4年12月28日	個人	市長
3185	令和4年8月10日	令和4年8月24日	令和4年11月21日	令和5年1月19日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 （対象保有個人情報）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3184	「特定区特定町特定地番に係る横浜市土地・家屋総合名寄帳（平成29、30、31年度、令和2、3及び4年度）6枚」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。）第7条第2項第1号に該当（固定資産課税台帳の登録事項、その他固	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		<p>定資産税の評価・課税に係る納税者等の秘密に属する事項であるため、本号に該当するため)</p> <p>旧情報公開条例第7条第2項第2号に該当 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であり、また、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p>旧情報公開条例第7条第2項第6号に該当 (税務に関する証明、閲覧及び照会の基礎となる課税台帳、申告書、収納簿等の諸帳票(以下「課税台帳等」という。)の記載事項であって、当該事項を開示することにより、調査等により把握した事項を含む情報の漏えいに繋がり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	
3185	<p>「平成27年9月以降、請求者本人から子(特定個人、特定年齢、特定区特定町在住)へ支払いをしている養育費が、本市において認識、処理されているかに関する情報。具体的には、本市にて認識されている毎月の養育費の全額、支払い開始時期、支払終了時期(又は現在までに至る)。もし支払い実績がない、または取れていない等の認識であればその事実。(児童扶養手当事業に限る)」(以下「本件保有個人情報」という。)</p>	<p>非開示</p> <p>不存在 (児童扶養手当に関し、請求者から届出等を受け決定等を行ったことがなく、当該本人開示請求に係る保有個人情報を本市で保有していないため)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3184	<p>《答申に当たっての適用条例について》 一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧情報公開条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《固定資産税に係る事務について》 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第403条第1項では、市町村長は、法第388条第1項に基づき、総務大臣が定めて告示した固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。)によって、固定資産の価格の決定を行わなければならない旨を規定している。 横浜市では、評価基準を基に横浜市固定資産評価事務取扱要領を定め、税額計算の基礎となる価格(評価額)の算出など土地・家屋の固定資産税及び都市計画税の賦課事務を行っている。</p>

答申 番号	判断の要旨
----------	-------

3184

法第387条第1項では、市町村内の土地及び家屋について、法第380条の規定により作成した固定資産課税台帳に基づき土地名寄帳及び家屋名寄帳を備えなければならないとされており、横浜市では横浜市土地・家屋総合名寄帳を作成している。

《本件審査請求文書について》

特定町特定地番の土地（以下「本件土地」という。）の納税義務者に係る横浜市土地・家屋総合名寄帳のうち平成29年度分から令和4年度分までである。

当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、別表のとおり非開示部分1から非開示部分4までに分類した。審査請求人は非開示部分4については開示を求めているため、非開示部分1から非開示部分3までについて、まずは旧情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について判断する。

《旧情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について》

ア 非開示部分1には、7桁の数字から成る所有者コードが記載されている。これらの情報は本件土地の納税義務者個人に関する情報であって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

イ 非開示部分2には、本件土地の納税義務者の氏名や文書の送達先等が記載されている。これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

また、これらの情報は本件土地の納税義務者の情報であり、登記簿等に記載される所有者の氏名や所在地とは必ずしも一致しないため、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

ウ 非開示部分3には、本件土地の納税義務者が保有する資産が一覧となって記載されている。これらの情報の中には登記簿等で公にされている情報も含まれているが、その情報を公にすることで、本件土地の納税義務者が保有する資産の数量が明らかとなる。そのため、非開示部分3により特定の個人を識別されることはないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 実施機関は、非開示部分1から非開示部分3までが本項第1号及び第6号にも該当すると主張するが、本号に該当するため、改めてその該当性を判断するまでもない。

《付言》

当審査会が、本件処分の一部開示決定通知書の「非開示とする部分の概要」欄を確認したところ、「・・・を除く部分」といった記載内容となっており、このように非開示とする部分の概要を具体的に記載せずに決定すると、実施機関が行った開示、非開示の判断の内容を開示請求者が理解することができないため、今後、実施機関におかれては、決定通知書の記載を適切に行うよう注意されたい。

別表 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示部分	名称
非開示部分1	所有者コード
非開示部分2	送達先、氏名・名称、納税管理人
非開示部分3	資産区分、所在・地番、現況地目、課税地積又は床面積、価格、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額、都市計画区分、市街化区域

答申番号	判断の要旨	
		農地、備考
3185	非開示部分 4	参考税額
<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《児童扶養手当の支給に係る事務について》</p> <p>児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給する制度である。</p> <p>横浜市において支給を受けるためには、支給要件を満たす請求者が、居住区の区役所のこども家庭支援課に認定請求をする必要がある。</p> <p>児童扶養手当の認定請求者、受給資格者及びその児童が養育費を受けた場合、認定請求者及び受給資格者は、当該年度の児童扶養手当に係る所得の算定に当たり、養育費に関する申告を行う。実施機関は、児童扶養手当法に基づき所得を算定し、手当の金額が変更となる場合は決定通知書等を交付する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件本人開示請求書や審査請求書等の記載内容から、本件保有個人情報は次のように解される。</p> <p>平成27年9月以降、審査請求人から審査請求人の子へ支払いをしている養育費が、実施機関において正しく認識、処理されているかに関する情報である。具体的には、実施機関で認識している毎月の養育費の全額、支払い開始時期及び支払い終了時期（支払いが続いている場合は本人開示請求時までに至るこれらの情報）である。もし支払い実績がない、又は確認が取れていない等の場合であればその事実である。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人に係る児童扶養手当の認定請求等の手続は行われていないことから、審査請求人の児童扶養手当に係る個人情報としての養育費に関する情報は保有していないと説明する。</p> <p>確かに、本件本人開示請求を審査請求人の児童扶養手当に係る個人情報としての養育費に関する情報と解する限り、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると判断せざるを得ない。</p> <p>《令和5年1月19日付ここ第3101号による追加決定について》</p> <p>審査請求人は、審査請求人が子へ支払いをしている養育費が、横浜市において正しく認識、処理されているかに関する情報を請求しているのであり、「本市において、児童扶養手当に関し、請求者から届出等を受け決定等を行ったことがなく、当該本人開示請求に係る保有個人情報を本市で保有していないため」との回答は、開示請求に対する決定の根拠理由として齟齬があると主張している。</p> <p>このため実施機関は、審査請求人以外の者に係る児童扶養手当の届出等の有無について、その存否を答えること自体が児童扶養手当の認定請求等、審査請求人以外の個人の情報を開示することになり、旧個人情報保護条例第22条第3号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することになるものとして、旧個人情報保護条例第24条による非開示決定を追加で行っている（令和5年1月19日付ここ第3101号）。</p>		

答申 番号	判断の要旨
3185	<p>本件審査請求は、当初の令和4年8月24日付ここ第1746号による非開示決定処分に対するものであるが、当審査会としては、紛争の一次的解決を図る観点から、追加の非開示決定についての意見を次のとおり参考までに示すこととする。</p> <p>実施機関において審査請求人からの養育費を把握しているか否かが明らかになれば、審査請求人以外の者の児童扶養手当の認定請求等の有無が公になる。そして、児童扶養手当の認定請求等の有無は、本人開示請求者以外の個人に関する情報である。仮にその認定請求等の有無を個人的な事情から知っていたとしても同号ただし書アには該当せず、また、認定請求等の有無を明らかにすることが審査請求人の財産を保護することになるとも認められないので、同号ただし書イにも該当しない。さらに、同号ただし書ウに該当する事実も確認できない。したがって、旧個人情報保護条例第24条による非開示決定は、妥当であると考えられる。</p> <p>《付言》</p> <p>本件本人開示請求書の記載内容から判断すれば、当初から追加の決定で行われた対象文書の特定を行うことが適当であったと解される。</p> <p>実施機関におかれては、市民等による開示請求権の行使に対して真摯に取り組む一環として、対象文書の特定に、より慎重かつ的確な対応がなされることが望まれる。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。
- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）第100条の定めるところにより、公にすることができない情報
 - (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規

定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第3号から第5号まで省略)

- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)

(開示しないことができる保有個人情報)

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員を

いう。)である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第4号から第7号まで省略)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 本人開示請求に対し、当該本人開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該本人開示請求を拒否することができる。

(本人開示請求に対する決定等)

第25条 (第1項省略)

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号)

附 則

(経過措置)

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881